

国連総会生物多様性特別会合
クロージングセッション議長総括概要
(環境省仮訳* 抜粋)

- 本会議のサマリーは、COP10 に提出される。
- 生物多様性と健全な生態系が、国連ミレニアム開発目標 (MDG)、特に貧困解消の達成の面で重要であることを強調する。
- 生物多様性条約の 3 目標が十分理解されることが、生物多様性の保全のために不可欠であることを認識し、COP10 において確実に成果が得られることの重要性を強調する。
- ABS については、依然、いくつかの重要な問題が残されているという懸念を共有しながらも、名古屋で議定書が採択されるよう、強力な政治的働きかけと交渉において柔軟な姿勢をとることを呼びかける。
- 本年 10 月に日本の愛知県で開催される COP10 は、野心的で、2020 年までの目標期間を有する「ポスト 2010 年戦略計画」をつくりあげるための歴史的な機会である。生物多様性の 10 年などが、その新しい戦略計画の実施に寄与するだろう。
- IPBES 創設の重要性を強調するとともに、本年 6 月に UNEP のコーディネートにより韓国プサンにおいて開催された、IPBES 設立に関する政府間のマルチステークホルダー会合の成果を歓迎する。
- 生物多様性と生態系サービスの真の経済的価値を、あらゆるレベルの政策および計画立案プロセスばかりではなく、経済学的理論、財政的計画、そしてすべてのセクターにおける投資に組み入れていく重要性を強調する。
- 健全な生物多様性は気候変動問題の解決につながる。リオ 3 条約（気候変動枠組み条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約）をともに実施することにより大きな効果があるという認識を共有する。
- 条約の実施を強力に進めるには、財政的資源、技術移転、能力開発、技術協力などが必要である。また、市民、企業、地域コミュニティー、女性、子どもなどの参画が必要であり、さらには、人間生存のため、消費や生産のパターンを見直す必要性を強調する。
- なお、ベネズエラより、IPBES に関する部分は、当日の議論における同国の主張を十分反映したものとはいえず、さらには COP10 の決議事項にも干渉する結果にもなりかねないと指摘があったため、その旨を本サマリーに付記することとする。

* 詳細は、2010 年 9 月 22 日付国連発表資料「GA/10992 ENV/DEV/1158」を参照。

<http://www.un.org/News/Press/docs/2010/ga10992.doc.htm>